	【百	5品	機要	説明	書】	令和7年10月1日現在	
商		品		名		相続専用定期預金	
(	愛		称	)		「かぐらプラチナム」	
販	売		対	象	- 金融機関(当金庫以外の金融機関を	含む)で相続により取得した資金を取得後 1 年以内にお預	
规	兀		Χ·J	豕	けいただける個人または個人事業主の	りお客さま	
預	金	Ŧ	重	類	スーパー定期、大口定期		
預	入	ļ	钥	間	1年・3年・5年 (満期後は、店頭表示	金利で自動継続となります。)	
預				入			
(1)	預	入	方	法	•一括預入		
(2)	預	入	金	額	・100円以上 相続により受領した金額の範囲内となります。		
(3)	預	入	単	位	-1円単位		
(4)	預	入	資	金	・相続により取得した資金が対象となります。		
払	戻		方	法	<ul><li>満期日以後に一括して払い戻します。</li></ul>		
利				息			
(1)	適	用	金	利	お預入期間	適用金利 (年利)	
					3年•5年	店頭表示金利+0.50%	
					1年	店頭表示金利+0.25%	
					上乗せ金利は当初預入期間のみの通	<b>適用となります。初回満期継続後の適用金利は継続日当日</b>	
					の店頭表示金利が適用されます。		
(2)	利	払	方	法			
(3)	計	算	方	法			
税				金	- 平成25年1月1日から令和19年12月	31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が	
					追加課税されるため、20. 315%(国	税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
					(ただし、マル優を利用の場合は除き	ます。)	
手		数		料		_	
付	加	で	き	る	・「総合口座」の担保とすることができま	す。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗	
特	約	;	事	項	せした利率)		
					<ul><li>マル優の取扱いができます。</li></ul>		
中,	途角	军 糸	り時	りの	・満期日前に解約する場合は当金庫所	定の税率とします。	
取		扱		い			
金	利	情	報	の	・金利は窓口へご照会ください。		
入	手		方	法			
そ	の	他	参	考	・他の上乗せ金利との併用はできません	√o.	
٤	な	る	事	項	・対象期間中であれば、お一人様で複数	<b>数口のお預け入れが可能です。</b>	
必	要	書	ŧ	類	1. 本人確認書類(マイナンバーカード等	等)	
					2. お届け印		
					当金庫以外の金融機関等で相続手続き	きをされたお客さまは次の3~5の項目の確認できる書類が	
					必要です。		
					3. お預入いただくお客さまが相続人で	あることが確認できる書類	
					(例)遺産分割協議書の写し		
					遺言書(公正証書遺言または自	筆証言証書で検査済みのもの)の写し	

	V IHJHE		00.71	青】		
商	品		名	相続専用定期預金		
(	愛	称	)	「かぐらプラチナム」		
				法定相続情報一覧図の写し		
				戸籍謄本の写し		
				4. 相続の手続き完了日から1年以内であることが分かる書類		
				(例)被相続人名義の解約済み通帳と計算書等の写し		
				5. 相続により受け取った預金等であることが分かる書類		
				(例)遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検査済みのもの)の写し		
				遺産分割協議書の写し		
				相続預金の振込みがあった通帳		
預金	保険	こつい	7	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護		
				の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,00		
				0万円までとその利息が保護されます。)		
苦忄	青処:	里 措	置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9 時~17 時、電話:		
				0855-22-1851)にお申し出ください。		
紛争	<b>)解</b>	夬 措	置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護		
				士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希		
				望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9 時~17		
				時、電話 03-3517-5825)にお申し出ください。		

## 日本海信用金庫